

2日獣発第120号

令和2年9月10日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 家畜の盗難被害に関する注意喚起等について

このことについて、令和2年8月31日付け2生畜第995号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産企画課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、本年6月頃から栃木県、群馬県等において、子牛や豚の窃盗事件が発生していることを受けて、地方農政局などを通じて都道府県に対し注意喚起等が行われた旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：蓑島

TEL 03-3475-1601

2生畜第995号  
令和2年8月31日

公益社団法人日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

家畜の盗難被害に関する注意喚起等について

6月頃から栃木県、群馬県等において、子牛や豚の窃盗事件が発生していますが、生産者が手塩にかけて育てた家畜の盗難は、単に経済的損失が生じるのみならず、生産者の営農意欲低下や家畜疾病の農場内への侵入及びまん延につながるおそれもあることから重大な問題と捉えております。

このため、地方農政局等を通じて都道府県に対し、別添の写しにより依頼していますのでお知らせします。



2 生畜第 9 9 5 号  
令和 2 年 8 月 3 1 日

各地方農政局生産部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長  
北海道農政事務所生産経営産業部長

】 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

### 家畜の盗難被害に関する注意喚起等について

6 月頃から栃木県、群馬県等において、子牛や豚の窃盗事件が発生していますが、生産者が手塩にかけて育てた家畜の盗難は、単に経済的損失が生じるのみならず、生産者の営農意欲低下や家畜疾病の農場内への侵入及びまん延につながるおそれもあることから重大な問題と捉えています。

農林水産省では、今般、警察庁の協力も得て、別紙 1 のとおり畜産業における防犯のポイントを整理いたしました。

ついては、貴局所管内の都道府県に対し、

- ①生産者団体等と連携し、別紙 1 を参考にしながら、被害防止を図ること
  - ②被害が発生した際には、別紙 2 により、生産者から E-mail や Fax 等による速やかな報告を受け  
る体制を構築し、被害状況を把握すること
  - ③家畜共済や収入保険では、適切な盗難被害防止対策を実施した上で、万一家畜の盗難に遭った場  
合には補償の対象としているものもあるので、これらへの加入を検討するよう周知すること
- について対応するよう協力依頼をお願いします。

併せて、具体的に畜産農家において被害の発生している都道府県については、別紙 2 も活用しながら都道府県畜産主務課からも警察に協力を働きかけるよう依頼をお願いします。

なお、別紙 2 については、生産者がオンラインで報告しやすいよう、ファイル（マイクロソフト社 Word ファイル）を当省ホームページに掲載していることを申し添えます。

(参考) 別紙 2 掲載先：

農林水産省ホームページ>生産>畜産部ホームページ>家畜生産・畜産環境等

「家畜の盗難被害に関する注意喚起等について」

URL : [https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1\\_tiku\\_manage/](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_tiku_manage/)

## 畜産業における防犯（家畜の盗難被害防止）等のポイントについて

### 1. 生産者が行う取組

- ① 家畜の飼養頭羽数を小まめに確認し、盗難の被害が発生していないか確認する。
- ② 農場出入口、畜舎、飼料庫、機械倉庫等の窓や出入口は施錠を徹底する。
- ③ 農場で使用する機材等が盗難に利用されないよう、小まめに整理整頓する。
- ④ 農場、畜舎周辺にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
- ⑤ 外部の通行人から見える農場敷地内や畜舎周辺に「盗難防止警戒中」「立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の看板やのぼり旗等を設置する。
- ⑥ 防犯カメラ、センサーライト等を設置する。
- ⑦ 不審者・不審車両を見かけた際や被害が判明した際は、速やかに警察に通報する。
- ⑧ 防疫の観点から、農場出入口や畜舎周辺等における石灰の散布等の消毒を適切に実施する。

### 2. 地域、畜産関係事業者で行う取組

- ① 地域の相談窓口を設置する。
- ② 地域や周辺で被害が発生した場合は、速やかに生産者へ注意喚起を行う。
- ③ 上記1などの盗難被害に遭わないための対策等について、生産者が集まる機会やチラシ、広報誌、SNSなどで情報発信を行う。
- ④ 盗難が疑われる家畜や当該家畜由来と疑われる食肉を確認した場合は警察に相談する。（特に牛については、個体識別番号の確認を行うこと。）
- ⑤ 地域の生産者、生産者団体や警察と連携して防犯パトロールを実施し、不審者・不審車両を見かけた際は速やかに警察に通報する。

(別紙2)

報告日 令和 年 月 日 ( )

## 家畜盗難被害報告書

〒

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

E-mail :

1. 被害が確認された日時 令和 年 月 日 ( ) 時頃

2. 被害日時 令和 年 月 日 ( ) 時頃から  
同年 月 日 ( ) 時頃までの間

3. 被害場所 (住所、畜舎等について記載ください)

※被害場所等がわかる地図等があれば、添付してください。

4. 被害概要

畜 種 :

頭羽数 : 頭・羽

具体的な手口

5. 被害への対処

講じていた具体的な盗難防止対策

警察への被害届の提出の有無 ( 有 ・ 無 )

6. 被害状況写真 ※写真があれば添付してください。